

原子炉等規制法の改正に伴う通報基準等の用語変更について

2020年4月1日

当社は、浜岡原子力発電所に関する社外への情報発信の基準として、「事故・故障等の通報・連絡基準」および「運転情報等でお知らせする内容について」をお客さま向けホームページにおいて、公開しています。本日、これらを以下のとおり変更したため、お知らせいたします。

当社は、今後も発電所運営の透明性をより高めるため、情報公開に努めてまいります。

変更の概要

2020年4月1日に原子炉等規制法(注1)が改正され、国が実施する検査の用語等が変更されました。これに伴い、以下のとおり変更をおこないました。

(1)「事故・故障等の通報・連絡基準」

<変更内容>

「施設定期検査」を「原子力施設の運転等を停止して行う定期事業者検査(注2)」へ用語変更

○変更箇所

- ・I. 安全協定に基づく通報事項 2. の解説
- ・I. 安全協定に基づく通報事項 6. の解説

○変更理由

原子炉等規制法の改正により、「施設定期検査」という用語がなくなったことから、同検査に相当する「原子力施設の運転等を停止して行う定期事業者検査」へ用語を変更しました。

(2)「運転情報等でお知らせする内容について」

<変更内容その1>

「施設定期検査」を「原子力施設の運転等を停止して行う定期事業者検査」へ用語変更

○変更箇所

- ・「表2-8」の内容および解説

○変更理由

原子炉等規制法の改正により、「施設定期検査」という用語がなくなったことから、同検査に相当する「原子力施設の運転等を停止して行う定期事業者検査」へ用語を変更しました。

<変更内容その2>

「施設定期検査」および「保安検査」を「原子力規制検査(注3)」へ用語変更等

○変更箇所

- ・「その他の事項」①の内容および説明

○変更理由

原子炉等規制法の改正により、「施設定期検査」および「保安検査」という用語がなくなったことから、同検査に相当する「原子力規制検査」へ用語の変更等をおこないました。

(「事故・故障等の通報・連絡基準」および「運転情報等でお知らせする内容について」は、[こちら](#)からご覧いただけます)

注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

注2 定期事業者検査とは、原子炉等規制法に基づき事業者が実施する検査をいいます。

注3 原子力規制検査とは、原子炉等規制法に基づき保安規定の遵守状況等を確認する検査をい
います。

以上